

札幌市普通河川管理条例及び札幌市流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例案

平成28年(2016年)2月17日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市普通河川管理条例及び札幌市流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

(札幌市普通河川管理条例の一部改正)

第1条 札幌市普通河川管理条例(平成12年条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表 2 土地占用料(年額)の表中

21 円	22 円 68 銭	23 円	24 円 84 銭
30 円	32 円 40 銭	33 円	35 円 64 銭
45 円	48 円 60 銭	49 円	52 円 92 銭
60 円	64 円 80 銭	66 円	71 円 28 銭
90 円	97 円 20 銭	98 円	105 円 84 銭
120 円	129 円 60 銭	130 円	140 円 40 銭
560 円	604 円 80 銭	610 円	658 円 80 銭
860 円	928 円 80 銭	940 円	1,015 円 20 銭
1,200 円	1,296 円	1,300 円	1,404 円
500 円	540 円	550 円	594 円
800 円	864 円	870 円	939 円 60 銭
1,100 円	1,188 円	1,200 円	1,296 円
50 円	54 円	55 円	59 円 40 銭

に、

1,000 円	1,080 円	を	1,100 円	1,188 円
---------	---------	---	---------	---------

に改め、同表備考4中「1. 1」を「1. 2」に改める。

(札幌市流水占用料等徴収条例の一部改正)

第2条 札幌市流水占用料等徴収条例(平成12年条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表 2 土地占用料(年額)の表中

21 円	22 円 68 銭		23 円	24 円 84 銭
30 円	32 円 40 銭		33 円	35 円 64 銭
45 円	48 円 60 銭		49 円	52 円 92 銭
60 円	64 円 80 銭		66 円	71 円 28 銭
90 円	97 円 20 銭		98 円	105 円 84 銭
120 円	129 円 60 銭		130 円	140 円 40 銭
560 円	604 円 80 銭		610 円	658 円 80 銭
860 円	928 円 80 銭	を	940 円	1,015 円 20 銭
1,200 円	1,296 円		1,300 円	1,404 円
500 円	540 円		550 円	594 円
800 円	864 円		870 円	939 円 60 銭
1,100 円	1,188 円		1,200 円	1,296 円
50 円	54 円		55 円	59 円 40 銭

に、

1,000 円	1,080 円	を	1,100 円	1,188 円
---------	---------	---	---------	---------

に改め、同表備考4中「1. 1」を「1. 2」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の札幌市普通河川管理条例別表 2 土地占用料（年額）の表及び第2条の規定による改正後の札幌市流水占用料等徴収条例別表 2 土地占用料（年額）の表の規定は、この条例の施行の日以後における土地の占用に係る土地占用料について適用し、同日前における土地の占用に係る土地占用料については、なお従前の例による。

（理 由）

普通河川及び準用河川に係る土地占用料を適正な額に改定するため、本案を提出する。